

植草学園大学附属高等学校同窓会々則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は植草学園大学附属高等学校同窓会と称し、事務所を植草学園大学附属高等学校内におく。
- 第 2 条 本会は母校を中心として会員相互の親睦と向上を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を果すために次の事業を行う。
1. 会員相互の融和、親睦をはかる。
 2. 学校の教育方針と教育方法についての理解を深める。
 3. 会員相互の向上をはかるための懇談会、講演会、講習会等を開催する。
 4. 学校環境の改善整備、教育活動、職員、生徒の研修、研究等を後援する。
 5. その他本会の目的を果すために必要な事業を行う。
- 第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 特別会員 植草学園大学附属高等学校の旧職員並に現在職員
 2. 通常会員 植草学園大学附属高等学校卒業生

第 2 章 本会の組織

- 第 5 条 本会に卒業回数別学年会をおく。会員は卒業年次によりいずれかの学年会に属するものとする。
- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|----------|-----------------------|----------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 4. 学 年 委 員 | 若干名 |
| 2. 副 会 長 | 3 名 (内 1 名 は 校 長) | 5. 会 計 監 査 委 員 | 若干名 |
| 3. 幹 事 | 若干名 (内 1 名 は 常 任 幹 事) | 6. 専 門 委 員 | 若干名 |
- 第 7 条 会長、副会長、会計監査委員は会員中より総会において選出する。学年委員は当該学年会員中より学年会において選出する。幹事及び専門委員は会長が委嘱する。
- 第 8 条 役員任期は 2 ヶ年とする。但し重任を妨げない。
- 第 9 条 役員任務は次のとおりとする。
1. 会長は会務を統轄し、総会及び役員会を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれに代る。
 3. 幹事は会務の企画と執行にあたる。
 4. 学年委員は学年会を統轄する。
 5. 会計監査委員は会計事務の監査を行い役員会及び総会に報告する。
 6. 専門委員は必要に応じてもうけられ、役員と協力して当該事業の遂行にあたる。
- 第 10 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

- 第 11 条 本会はその目的を果すために次の会議を開催する。
1. 総 会
 2. 役員会
 3. 学年会
- 第 12 条 総会は毎年麗峰祭開催の日午後 2 時より母校において開催し、次の事項を行う。ただし、場合により役員会をもってこれに代えることができる。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
1. 予算、決算の承認
 2. 役員を選出
 3. その他必要な事項
- 第 13 条 学年会は必要に応じて随時開く。
- 第 14 条 各会議の議決は出席者の過半数を以て決定する。但し可否同数の時は当該議長が決定する。
- 第 15 条 本会則の改正は総会の議決による。

第 4 章 会 計

- 第 16 条 本会の経費は在学中の会費積立金、入会金及びその他の収入でまかなう。
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。但し総会の議決前は前年度予算を準用する。

第 5 章 補 則

- 第 18 条 本会則は昭和 57 年 4 月 1 日より実施する。
- 第 19 条 会員は住所・氏名に異動を生じたときは、事務局に通知しなければならない。

附 則

- 本会則は、平成 6 年 9 月 18 日一部改正し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 本会則は、平成 9 年 6 月 1 日一部改正し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 本会則は、平成 12 年 6 月 4 日一部改正し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 本会則は、平成 21 年 9 月 26 日一部改正し、平成 21 年 9 月 26 日から適用する。